

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	伊豆市 222224
地域名 (地域内農業集落名)	土肥地区 (土肥、小土肥、八木沢、小下田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	137 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	137 ha
② 田の面積	55 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	82 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	97 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	97 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	97 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	97 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

土肥地区では、水田は兼業農家による自家消費目的の水稻生産を主に、畠地では家庭菜園を目的とした小規模な営農が主となっている状況。地区内の中心経営体の多くは特用林産物である水わさび生産者や原木椎茸生産者、花卉の施設園芸者が占めているが、水田や畠地を活用することができなく、地域のまとまった農用地の集積を行う可能性は低い。

八木沢地域では、遊休農地や耕作放棄地特に深刻化していたが、地域の認定農業者である青木ファームがカンキツ栽培による農地集積を進めており、農業基盤整備事業の活用に向けて地域や行政と調整を行っている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内に中心経営体となりうる農業者や農業法人が不足しているため、一定規模で営農を行う農業法人の誘致が急務となっている。具体的には目標地図にまとめた貸出可能農地について、誘致した農業法人に集積することで将来的な農地の活用を模索する。水田農地が地区内の農地の大半を占めることから水田活用が可能な土地利用型の農業や露地野菜作物を営農する法人の誘致が現実的と考える。さらに、法人の誘致ができた際には、農業法人の定着に向けて水田の畠地化が可能な農業基盤整備事業の活用を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
農地の集積については、行政や管内JAが各地域部農会や農業委員会と連携し、貸出可能農地の情報共有を行う。貸出可能農地については、誘致した農業法人に速やかに情報提供することで集積を加速化させる。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	11.1%	%	将来の目標とする集積率	80	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
露地野菜生産を行う農業法人にヒアリングしたところ、概ね30haの経営面積があれば将来に渡り農業経営が可能と伺っている。このことから、土肥地区内において30ha以上まとまりのある農地の団地毎に農業法人1件の誘致を目標とする。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業法人の誘致に向け、まとまって貸出可能な農地情報を地域農業者や部農会役員等と連携してとりまとめ、静岡県や静岡県農業振興公社と連携し、県内外で営農拡大を目指す農業法人とのマッチングを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地地権者と農業法人との農地賃借方法は農地中間管理事業による賃借を原則とする。
(3)基盤整備事業への取組
農業法人の誘致と定着に向け、水田を畑地化する水利施設等保全高度化事業(高収益転換型)の活用を静岡県と連携し、R8新規採択要望地区八木沢地区ほかとして積極的に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
農業法人による持続可能な営農体系の確立を目指しつつ、農業法人からの独立就農者を支援するため、新規就農者育成総合対策事業就農準備資金や経営開始資金の活用支援を行う。農業法人や独立就農者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定に向けては、静岡県や関東農政局等と連携し、認定を促進するとともに、必要な補助事業の活用に向けても静岡県と連携し、支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業法人の参入に向けて管内JAで活用可能なライスセンターや農業機械の貸出等の調整を支援する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

伊豆市内はシカやイノシシ、ハクビシン等の農産物における鳥獣被害が顕著であるため、鳥獣外防護柵の購入に対して市単独費用で支援を行っている。

また、市内農地の8割が水田であり、露地野菜等の高収益作物の作付けには畑地化等の土壤改善が必須であるため、経営所得安定対策交付金や農業基盤整備事業の活用を大前提とした農業法人誘致が重要と考える。

さらに、中山間地域特有の法面や畦畔の大きさが農業経営のネックとなるため、スマート農業化による効率化や省力化のための支援が必須と考えている。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 13 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	カンキツ	3 ha	ha	カンキツ	8 ha	ha	青色		
認農	花卉	0.1 ha	ha	花卉	0.1 ha	ha	青色		
認農	原木椎茸	0.5 ha	ha	原木椎茸	0.5 ha	ha	青色		
認農	花卉	0.1 ha	ha	花卉	0.1 ha	ha	青色		
認農	シキミ	10 ha	ha	シキミ	10 ha	ha	青色		
認農	原木椎茸	0.5 ha	ha	原木椎茸	0.5 ha	ha	青色		
認農	花卉	0.2 ha	ha	花卉	0.2 ha	ha	青色		
認農	原木椎茸、わさび	0.8 ha	ha	原木椎茸、わさび	0.8 ha	ha	青色		
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	0経営体	0 ha	0 ha		0 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」・「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者数」欄には、直営の農用地所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

（留意事項）農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。